

発委第1号

令和3年3月18日

山都町議会議長 工藤 文範 様

議会運営委員長 藤川 憲治

山都町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに山都町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出します。

(提出の理由)

新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図る観点から、委員会の開催場所への参集が困難と判断される場合におけるオンライン会議の開催方法等について必要な事項を定める必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町議会委員会条例の一部を改正する条例

山都町議会委員会条例（平成17年山都町条例第147号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（委員会の開催方法の特例）

第13条の2 委員長は、委員の全部又は一部について、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）のまん延の防止を図る必要があることその他の事情があるため、委員会を招集する場所に出席することが困難であると認めるときは、第18条に規定する秘密会を開催しようとする場合を除き、委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「映像等の送受信による通話の方法」という。）によって、委員会を開催することができる。この場合において、当該場所に存しない委員が映像等の送受信による通話の方法により委員会に出席したときは、次条及び第15条第1項の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。

2 前項前段の規定により映像等の送受信による通話の方法によって委員会を開催する場合の第27条第1項の規定の適用については、同項中「氏名」とあるのは「氏名、委員会が招集された場所に存しない委員が委員会に出席した場合における当該出席の方法」とする。

3 前2項に定めるもののほか、映像等の送受信による通話の方法による委員会の運営に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山都町議会委員会条例(平成17年条例第147号)新旧対照表

現行	改正後（案）
	<p>(委員会の開催方法の特例)</p> <p><u>第13条の2 委員長は、委員の全部又は一部について、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)のまん延の防止を図る必要があることその他の事情があるため、委員会を招集する場所に出席することが困難であると認めるときは、第18条に規定する秘密会を開催しようとする場合を除き、委員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「映像等の送受信による通話の方法」という。)によって、委員会を開催することができる。この場合において、当該場所に存しない委員が映像等の送受信による通話の方法により委員会に出席したときは、次条及び第15条第1項の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。</u></p> <p><u>2 前項前段の規定により映像等の送受信による通話の方法によって委員会を開催する場合の第27条第1項の規定の適用については、同項中「氏名」とあるのは「氏名、委員会が招集された場所に存しない委員が委員会に出席をした場合における当該出席の方法」とする。</u></p> <p><u>3 前2項に定めるもののほか、映像等の送受信による通話の方法による委員会の運営に関し必要な事項は、議長が議会運営委員会に諮って定める。</u></p>